

「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案」等に基づく環境大臣告示の案に対する意見の概要及び意見に対する考え方について

①要措置区域内における土地の形質の変更にあたらない行為及び形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更に届出を要しない行為となる施行方法の基準

意見の概要	意見に対する考え方
第一号の「準不透水層であって最も浅い位置にあるものの深さまで」を「準不透水層であって最も浅い位置にあるものの上面深度分布図を作成しその深さまで」と修正し、準不透水層の上面をもって遮水することとしていただきたい。(1件)	原位置封じ込めの実施の方法を定める省令の規定を踏まえ、条文化しました。
準不透水層という用語はありません、地質用語、工学用語を正しく使用すべきと考える。(1件)	現行省令における「不透水層」に準ずる遮水の効力を有する地層として「準不透水層」の用語を新しく定義することとしました。
構造物に囲まれた範囲の地下水位は、構造物に囲まれていない外側の地下水位より常に低い状態に保っておくことが必要である。(1件)	頂いた御意見を踏まえ、その旨に留意するよう周知する予定です。
第二号の「土地の地下水位が当該構造物を設置する前の地下水位を超えないようにすること」では水位の上昇なのか低下なのかわかりづらいため、「土地の地下水位が当該構造物を設置する前の地下水位の上昇させないようにすること」に修正いただきたい。(1件)	他の法令の用例を踏まえて定めたものであり、その内容は一意的に明らかです。

②汚水が地下に浸透することを防止するための措置

意見の概要	意見に対する考え方
施行通知に「地下浸透を防止することのできる構造の具体例としては、厚さ10センチメートル以上のコンクリートの層又は厚さ5センチメートル以上のアスファルトの層と同等以上の遮水効力を有するものであること」とあるが、二重構造にするという観点から十分な耐力を保有する鉄板敷き（接合部は溶着）も可能とする。(1件)	厚さ10センチメートル以上のコンクリートの層又は厚さ5センチメートル以上のアスファルトの層と同等以上の遮水効力を有するものとして都道府県知事が認めることのできる鉄板の床及び路面を二重に設けるのであれば、この方法を採用することを排除するものではありません。
地下に浸透したことを目視その他の方法により確認するとあるが、二重床の間に珪砂の層による漏水検知層と検知のための検知孔を設置することや漏水検知シートを敷設することも可能とする。(1件)	二重床の間に珪砂の層による漏水検知層と検知のための検知孔を設置することや漏水検知シートを敷設することが、特定有害物質を含む固体又は液体が地下に浸透していないことを目視と同等以上の精度で確認できることを都道府県知事が認めることができるのであれば、この方法を採用することを排除するものではありません。

③大気有害物質の量の測定方法

意見の概要	意見に対する考え方
大気汚染防止法に定められている測定方法だけでなく、J I Sで定められている方法など、他の測定方法も可能とすべきである。（3件）	大気汚染防止法で定められている排出基準と同じ基準値が、土壌汚染対策法においても定められており、当該基準値に対応する測定方法が必要であることから、大気汚染防止法における測定方法と同一の測定方法を採用こととしました。

○ パブリックコメント対象外の意見（4件）